

1 条例改正の概要

(1) 協議会の名称変更

- 障害者基本法の改正により、都道府県・指定都市に設置する「地方障害者施策推進協議会」を「審議会その他合議制の機関」に改められたことに伴い、市条例における協議会の名称を次のように変更する。

【現 行】札幌市障害者施策推進協議会

【改正後】札幌市 障がい者 施策推進審議会

(2) 会議の運営ルールの明確化

- 審議会への変更を踏まえ、会議の開催要件(委員の過半数の出席) 議決方法(出席委員の過半数)等についての規定を整備する。

(3) その他の規定整備など

- 協議会の名称変更等に伴う所要の規定整備。
- 札幌市の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。(「札幌市障害者施策推進協議会委員」を「札幌市障がい者施策推進審議会委員」に改める。)

2 施行期日

改正障害者基本法のうち、本件に係る部分については、施行期日を公布の日(平成23年8月5日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定めることとされていることから、条例案の施行期日については、当該政令で定める日とする。

参考：障害者基本法の改正の概要（協議会に関する事項）

- 障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法の整備の一環として改正が行われたもの。
- 現行の協議会は「審議会その他合議制の機関」に改組されるとともに、その機能に「障がい者施策の実施状況の監視機能」を追加。

条例改正の効果等

障がい者施策の推進の実効性が規定上からも確保される。

委員の構成、運営方法等の詳細については、これまで同様に、障がい者施策の推進に配慮したものとする。